

須恵村・仲原村・志免村の水路陥落復旧賠償金(2) 海軍炭鉱・国鉄炭鉱の遺跡群(25)

前回取り上げた、須恵村と仲原村、

志免村が関わった大正八年(一九一九)「水路陥落復旧賠償金」と題する資料の続きです (Ref. C08021471 100、アジア歴史資料センター)。

水田陥落の被害は大正三年度以降、連続して発生したようで、前回引用した通り、海軍探炭所長は一月二十二日、海軍大臣に対し、「田地ノ性質ニ随ヒ、一時打切支払ヲナスモノト、当年度減収高ヲ賠償スルモノトニ区分シ」と述べていました。今回は水路の陥没のため、従来「一時打切賠償済」の分に対しても、再

び賠償の必要が生じました。

七月八日に海軍探炭所長が海軍大臣に宛てた文書は次の通りです。

賠償金支出ノ件

別紙調査記載ノ田面ハ、去ル大正三年八月三十日、官房第二二三四号ノ二、及同七年三月三十日電報認許ヲ得、一時打切賠償済ニ有之候処、昨年度ニ於テ同田へ灌漑スル水路陥落ノ為メ、用水灌漑杜絶ヲナシ、作物へ被害ヲ及ホシ、遂ニ減収ヲナスニ至レリ。由テ相当ノ補償至当ト認め候条、別紙調査ノ通、賠償金支出ノ義、御認許相成度。

右申上ス。

別紙参葉添。

この文書は七月二十一日に海軍省に届き、二十八日には認許の手続き(起案)が取られています。

指令案

大正八年八月二日 大臣

七月廿一日進達、海探第八三二号上申、賠償金支出ノ件認許ス。

これには海軍大臣加藤友三郎(海軍大将)の花押がすえられています。別紙には被害地が書き添えられており、須恵村大字旅石字西原、字飛越、仲原村大字酒殿字水町に分布し、

最後に次の付記があります。

賠償金算出基準

右ハ用水灌漑杜絶ノ為メ、作物減収、又ハ収穫ノ皆無トナレルモノニ対シ、地主及地方吏員(注・役場職員)ト立会、実地調査ノ結果、附近□害田一坪、初ノ実収一升四合ヲ標準トシ、之ニ被害地一坪ノ実収額ヲ控除シタルモノヲ減収トナシ、尚其半額ヲ精選米ト見做シ、之ニ時価(一俵「三斗四升」拾参円貳拾九銭)ニ換算シ算定ス。

たとえば、字西原式八八番の田の場合、面積は七畝一七歩、減収は九

斗六升四合、賠償単価は「壹年ニ付、参円九〇銭九厘」、賠償額は参七円六八銭貳厘です。

合計額の計算が余白に算用数字で一、五二二、〇四七三三と書き込まれていて、一覧表の合計欄には壹五貳式円〇式銭五厘となっています。

なお、大正七年度上申の、水田陥落の場合の算出基準も示されています。

賠償金算出基準

一回打切り賠償金、前年度ニ比シ一反歩ニ対シ、四拾九円五拾銭増加セルハ、労力六割ヲ見積リ、加算セル結果ナリ。
算定、左ノ通り。

(中略)

而シテ物価騰貴率ハ六年ニ比シ、日本銀行調査、門司物価相場ハ平均四割ヲ示ス。尚、大正三年八月ニ比較スレバ拾割ナリ。

減収額賠償金前年ニ比シ、

小陥落

一反歩ニ付 五円七拾貳銭

中陥落

拾貳円五拾参銭

大陥落

貳拾貳円八拾四銭

同 増加セルハ玄米相場ノ騰貴セル結果、加算セルニ依ル。

参考

七年度玄米相場

一俵(三斗四升) 一三円二九〇

六年度同

同 七円五八〇

而シテ此騰貴率七割五分ナリ。日本銀行調査、門司米相場ハ六割余ヲ示ス。

予算現況

十二月末日 諸支出金在高

四、九七三円八八〇

第一予備金

四、五〇〇、〇〇〇

計 九、四七三、八八〇

本上申賠償金総額

二三、一八五、七六九ナリ。故ニ

本年度ニ於テ不足額

一三、七一一円八八九 ヲ生ス。

依テ本年度ニ於テ、予算上全部ノ

賠償不可能ナリ。

どうも頼りない話ですが、前年度支出を元に予算を算定しても、物価や米の値上がり著しく、予算不足に陥ったというのです。「不可能」の文字に関係者の困惑がうかがえます。大正三年を元にとすると、同七年の物価は倍だというのだからささまじい値上がりです。玄米となるとさらにすさまじいこととなります。大

正六年の一俵が七円余、同七年が一三円余なので、一年で倍近い値上がりになっています。この要因は第一次世界大戦です。

第一次世界大戦は大正三年(一九一四)に始まり七年(一九一八)に終わりました。日本は日英同盟に

よって連合国の一員として参戦し、ドイツ領(租借地)の中国山東省青島(チンタオ)を占領するなどしています。この戦争で、日本は軍需品の注文に追われ、いわゆる「成金」が誕生するなど、空前の好景気を呈したのです。

それが物価の高騰を招き、結果として大正七年の米騒動を引き起こすことにもなります。主食である米の騰貴は庶民を苦しめましたが、海軍炭鉱の鉱害被害補償の換算起算にも影響を及ぼしたことがわかります。